

V 返還跡地と移転跡地等国有地

1 一部返還と跡地利用

(1) 返還経緯

昭和40年代中頃、日本をめぐる極東情勢及び米軍の戦略体制の変化、特にニクソン・ドクトリンによる海外駐留計画の大幅な変更に伴い、在日米軍基地の機能縮小、整理統合が行われた。このことにより施設の多くが遊休化し断片的に返還がなされた。

本市は、昭和43年から厚木基地西南地区（ピクニック・エリア）の返還を政府関係機関に要請、市民ぐるみの返還運動を展開した。さらに、返還についての協力を県に要請すると共に、厚木基地の一部を行政区域内にもつ大和市と共に返還運動を重ねてきた。その後、昭和45年12月の第12回日米安全保障協議委員会において、厚木基地についても整理統合が打ち出されたことにより、両市の返還要求地域の一部返還が認められることになり、翌年6月の日米合同委員会において正式に返還が決定された。

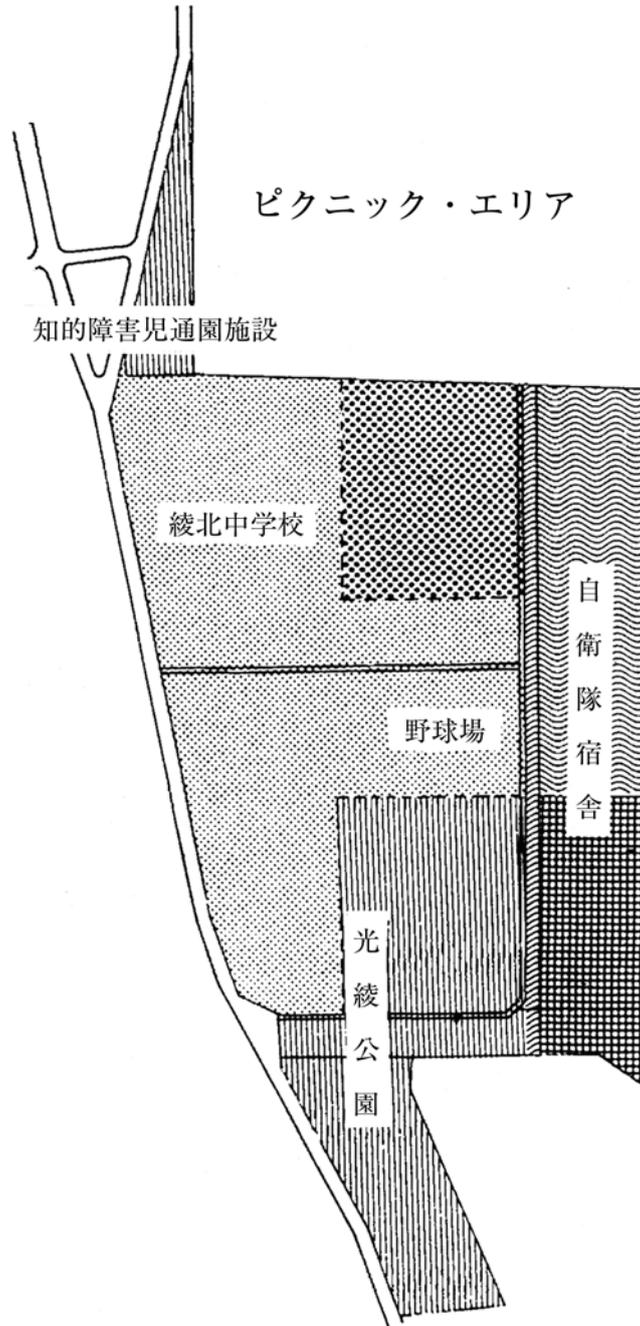
返還は昭和46年12月から52年4月にかけて約117,500㎡が数次にわたり行われた。しかし、返還区域の一部が自衛隊宿舎用地として使用されたこと、さらにピクニック・エリア約60,000㎡が除外されたことなど問題が残された。

このピクニック・エリアやゴルフ場地区、約390,000㎡、さらには西門南側地区、約50,000㎡についても毎年即時返還を要望し、その実現に努めている。

その後、昭和60年、蓼川地区の長年の願いであったゴルフ場地区外周道路用地が返還され、同年拡幅工事が行われた。また、平成5年には、基地西側に隣接している市道7号線についても道路拡幅用地として約2,110㎡が一部返還され、同年から平成9年度にかけて拡幅工事が行われた。

さらに、平成11年10月にはバス路線新設のため、市道1号線の道路拡幅用地として約311㎡が返還された。

ピクニック・エリア返還部分



| 項目 | 用途 | 返還年月日 | 返還面積 (㎡) |
|----------|------------------------|-------------|------------|
| ピクニックエリア | 1次 綾北中学校、野球場、光綾公園 | 昭和46年12月23日 | 42,801.65 |
| | 2次 綾北中学校 | 47年 7月20日 | 11,080.27 |
| | 3次 自衛隊官舎、市道12-2号線 | 48年 3月20日 | 18,896.80 |
| | 4次 光綾公園、もみの木園、市道12-2号線 | 5月21日 | 31,097.34 |
| | 5次 自衛隊官舎 | 52年 4月11日 | 13,700.83 |
| 計 | | | 117,576.89 |

(2) 跡地利用

返還地については、昭和48年12月の国有財産中央審議会での承認を得て、綾北中学校用地については時価2分1減額払い下げ、光綾公園用地については無償貸付がなされた。その後、昭和50年に知的障害児通園施設（もみの木園）用地が一部有償で貸付がなされ、さらに県立体育施設について県で有償譲渡を受けるべく国と折衝が進められたが、折しも大蔵省が返還国有財産の有効利用を図るべく、国有財産中央審議会の諮問を受けて返還財産処理小委員会を設置して検討が重ねられたが、昭和51年6月21日に「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の答申により、県として計画を断念せざるを得ない状況となった。これがいわゆる「三分割答申」であり次のような内容である。

◎ 三分割答申の主な内容

- 返還跡地利用面積10ha以上の利用区分は、おおむねその面積を国、地元、留保地の三分分として処理すること。
- 処理に際しては、原則として有償処分とし、法令上の優遇措置の適用限界についてもすべての返還財産を通じて統一を図ること。

以上の答申のねらいについては、①三分割により地方公共団体と国の各省庁、公団、公社等との利用計画の競合を避ける、②米軍基地の整理統合にあたり、必要な経費を捻出させる、③有償処分とすることにより返還財産の存在しない他の地方公共団体との公平化を図る、④優遇措置の適用限界の統一により国有地の処分を受ける地方公共団体間の負担の公平化などの目的によるとされた。この答申により大蔵省新処理基準案を関係地方公共団体に示してきたが、県をはじめ関係地方公共団体や渉外知事会、防衛施設周辺整備全国協議会などの団体を含めて、従来の基地問題の経緯と現状を無視するものとして大蔵省に再検討を強く求めた。

こうした反対要望活動により、昭和51年10月15日の衆議院建設委員会や昭和52年2月19日の衆議院予算委員会、また、同年3月12日の衆議院予算委員会第二分科会で、大蔵省から三分割問題についてケース・バイ・ケースで、地元と十分話し合っていくという見解が得られるようになったが、有償処分方針については歩み寄りは見られなかった。その後、県レベルで大蔵省と話し合いがなされ、昭和54年9月14日に返還国有財産の処分条件について合意がなされた。

返還国有財産の処分条件

| 対象施設 | | 処分条件 | 従前の運用 | 新処理基準案 | 合意をみた処分基準 |
|---------------------|-------------------------|------|---|---|---|
| (盲・ろう・中 学校含む) | 児童・生徒急増地域 | | 全面積無償貸付 (5年間) 5年経過後5割減額譲渡 (50%) | 面積1/2時価売払 面積1/2無償貸付 (5年間) 5年経過後5割減額譲渡 (75%) | 全面積5割減額譲渡 (50%) |
| | 児童・生徒非急増地域 | | 全面積5割減額譲渡 (50%) | 全面積1/4減額譲渡 (75%) | 全面積4割減額譲渡 (60%) |
| 養護学校 | | | 全面積5割減額譲渡 (50%) | 全面積1/4減額譲渡 (75%) | 全面積5割減額譲渡 (50%) |
| 高 校 | | | 全面積5割減額譲渡 (50%) | 全面積1/4減額譲渡 (75%) | 全面積4割減額譲渡 (60%) 特別の事情がある場合 4割5分減額譲渡 (55%) |
| 公 園 ・ 緑 地 | | | 既成市街地は等面積 (その他の地域は1/2) 確保した場合 無償貸付 確保できない場合 1/2無償貸付 1/2時価売払 | 1/2無償貸付 1/2時価売払 (50%) | 2/3無償貸付 1/3時価売払 (33%) |
| 施 社 会 福 祉 設 社 | 生活保護施設、保育所、 養護老人ホーム等 | | 無償貸付又は5割以内 減額譲渡 | 3割減額譲渡 (70%) | 5割減額譲渡 (50%) |
| | 公民館、博物館、運動場等 | | 5割以内減額譲渡 | 2割5分減額譲渡 (75%) | 4割減額譲渡 (60%) |

注 () 内%は時価に対する譲渡処分率を示す

返還地の跡地利用状況

| 施設名 | | 面積 (㎡) | 内容 |
|---------------|----------------------|-----------|--|
| ピクニック エリア | 綾 北 中 学 校 | 33,230.36 | 買 取 り |
| | 光 綾 公 園 | 43,885.46 | 買 取 り (3,316.42㎡) 無償貸付 (40,569.04㎡) |
| | 知的障害児通園 施設(もみの木園) | 4,814.25 | 有償貸付 (956.48㎡) 無償貸付 (3,857.77㎡) |
| | 道路(市道7号線) | 523.8 | 無償譲渡 |
| | 道路(市道12-2号線) | 7,500.95 | 無償貸付 |
| | 道路(市道12-3号線) | 1,855.84 | 無償貸付 |
| 道路(市道1号線) | | 82.4 | 無償譲渡 |
| 道路(市道7号線) | | 2,110.81 | 無償貸付 |
| 道路(市道28・44号線) | | 787.44 | 無償貸付 |
| 道路(市道1号線) | | 311.55 | 無償貸付 |



綾北中学校

（ 市内2番目の中学校として ）
（ 昭和48年4月開校 ）

光綾公園

（ 都市公園として市内で ）
（ 2番目の規模 ）



もみの木園

（ 児童福祉法に基づく知的障害児通 ）
（ 園施設として昭和54年8月開園 ）

2 移転跡地等国有地

厚木基地周辺には、防衛省所管国有地が散在している。これは、集団移転等による跡地あるいは農地等の買収によるものである。

防衛省は、これら国有地を緑地緩衝地帯として整備を進めているが、市では行政面積の多くを基地に占有されているため、少しでもこうした土地を市民が利用できるよう、運動広場等として無償による使用許可を受け、市民への提供を行っている。また、平成15年度からは、こうした国有地の有効利用等について調査・検討するため、国の支援を受け、まちづくり構想が策定された。

基地周辺の防衛省所管国有地の状況

(平成19年3月31日現在 単位：㎡)

| 区分 | 植栽地帯 | 崖地等未利用地 | 使用許可等 | 計 |
|---------|------------|-----------|------------|------------|
| 全 体 | 345,962.70 | 53,455.30 | 313,737.97 | 713,155.97 |
| 綾 瀬 市 分 | 119,505.92 | 27,333.46 | 99,579.80 | 246,419.18 |

(南関東防衛局調べ)

綾瀬市が使用許可を受けている周辺財産の利用状況

(平成19年3月31日現在)

| 目的 | 施設名 | 所在地 | 面積(㎡) | 許可年月日 |
|-----------------|------------------------|---------------|-----------|-----------|
| 広 場 (運 動 広 場) | テニスコート 本蓼川第1野球場 | 本蓼川字狐塚206他 | 16,944.88 | 昭52.11.30 |
| 〃 | 本蓼川第2野球場 | 本蓼川字稲荷山287他 | 14,497.94 | 昭55.2.25 |
| 〃 | 本 蓼 川 ソフトボール場 | 本蓼川字狐塚215他 | 11,293.26 | 昭63.5.6 |
| 〃 | 蓼川スポーツ広場 | 蓼川字松ヶ本1448他 | 6,114.00 | 平3.11.1 |
| 資 材 保 管 施 設 | 資 材 置 場 | 本蓼川字新道456-1他 | 1,403.92 | 昭56.5.9 |
| 終 末 処 理 場 | 浄水管理センター | 深谷字鶴島2423-1他 | 5,898.85 | 昭56.5.29 |
| 道 路 | 市道775号線 | 深谷字鶴島2733-2他 | 570.33 | 昭61.10.7 |
| 〃 | 市道804号線 | 本蓼川字稲荷山406他 | 1,489.62 | 昭63.10.11 |
| 〃 | 市道32号線 | 蓼川三丁目1448 | 123.30 | 平3.10.7 |
| 排 水 路 | 雨水排水管敷地 | 深谷字廻り坂2798 | 5.10 | 昭63.3.2 |
| 広 場 (子 供 広 場) | ふれあい広場 | 蓼川字松ヶ本1405-1他 | 510.24 | 昭62.1.19 |
| 広場(サッカー場等広場) | 本蓼川多目的広場 | 本蓼川字稲荷山398他 | 9,945.00 | 平7.11.14 |
| 広 場 (多 目 的 広 場) | 本 蓼 川 第 2 多 目 的 広 場 | 本蓼川字稲荷山342他 | 9,987.70 | 平9.4.1 |
| 案 内 板 | 墓園入口案内板敷地 | 深谷2733-2 | 1.00 | 平5.11.10 |
| 緑 地 | ス ポ ー ツ 広 場 周 辺 緑 地 | 本蓼川字稲荷山399他 | 6,987.94 | 平10.4.1 |
| 駐 車 場 | スポーツ広場駐車場 | 本蓼川字稲荷山327他 | 2,983.80 | 平12.2.18 |
| 緑 地 | ス ポ ー ツ 広 場 周 辺 緑 地 | 本蓼川字稲荷山338他 | 10,735.99 | 平13.8.24 |
| 計 | | | 99,492.87 | |

(南関東防衛局調べ)